

とくしま移住コーディネーター認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住者と地域住民のつなぎ役として、徳島県内に移住しようとする者又は移住者が、安心して相談するために必要なスキルと知識を持つ者を「とくしま移住コーディネーター」(以下「移住コーディネーター」という。)に認定することにより、地域が一体となって移住者の支援を行う体制を構築するとともに、県内の移住者受け入れに対する意識醸成や人材育成につなげ、移住者の増加、移住後の定住定着を図ることを目的とする。

(支援活動)

第2条 移住コーディネーターは、次の各号に掲げる移住・定住に関する支援活動を行うものとする。

- (1) 暮らしや行事、習慣など地域の情報に熟知し、移住者と地域住民の円滑な交流を支援する
- (2) 市町村と連携し、移住者の要望や悩み、地域住民とのトラブル等にきめ細かく対応するとともに、情報の共有化を図る
- (3) その他、必要に応じて移住者の定住支援を行う

(認定の対象)

第3条 知事は、活動する地域の市町村長へとくしま移住コーディネーター認定届出書(様式第1号)を提出し、受理された次の各号のいずれかを満たした者を移住コーディネーターとして認定することができる。

- (1) 次の研修をいずれも修了した者
 - ア 県が実施するとくしま移住コーディネーター候補者研修(以下「候補者研修」という。)
 - イ 地方創生カレッジ「eラーニング講座」(以下「eラーニング講座」という。)専門編の講座の中から、県が指定する講座のうち1講座
- (2) 現に移住者の定住支援に関する業務に従事している者のうち実務経験が2年以上あり、優れた知識及び技能を有する者

(候補者研修会)

第4条 県は、移住コーディネーターの認定を受けようとする者に対し、候補者研修会を実施する。

2 候補者研修会の受講資格は、活動する地域の市町村長へとくしま移住コーディネーター認定届出書を提出し、受理された次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 県又は市町村職員(地域おこし協力隊及び非常勤職員を含む。)等であって、移住交流の推進及び移住者の定住支援に関する業務に従事している者
- (2) 市町村の移住交流支援センター又は移住者支援を行っている団体に所属し、市町村と連携して、移住交流の推進及び移住者の定住支援に関する取り組みに従事している者又は従事しようとする者
- (3) 徳島県の移住交流の推進及び移住者の定住支援に対して、高い関心と意欲を有する者

3 知事は、候補者研修を修了した者に対し、移住コーディネーター候補者台帳に登載のうえ、受講修了証(様式第2号)を交付する。

(認定の申請)

第5条 移住コーディネーターの認定を受けようとする者は、とくしま移住コーディネーター認定申請書(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

(認定)

第6条 知事は、前条に規定する申請があった場合は、これを審査し、認定を決定したときは、申請者に対しとくしま移住コーディネーター認定証(様式第5号。以下「認定証」という。)を交付し、移住コーディネーターとして認定する。

- 2 前項の認定の有効期間は、認定の日から4年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、第9条に規定する更新後は、更新の日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。
- 3 知事は、第1項の規定により認定を行った場合は、とくしま移住コーディネーター名簿(以下「名簿」という。)を作成し、市町村に送付するものとし、県のウェブサイトその他の手段により公表できるものとする。
- 4 市町村は、前項の規定により送付された名簿を、市町村のウェブサイトその他の手段により公表できるものとする。
- 5 第1項の規定による認定を受けようとする者は、次のいずれにも該当しないものであること。
 - (1) 移住コーディネーターとして活動する者としてふさわしくない行為があるとき。
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(認定証の再交付)

第7条 移住コーディネーターは、認定証を紛失又は汚損したときは、速やかにとくしま移住コーディネーター認定証再交付申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて、知事に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(登録の変更等)

第8条 移住コーディネーターは、第6条の規定により申請した事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合は、速やかにとくしま移住コーディネーター変更届(様式第7号)に必要な書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 第1項の規定により認定事項の変更をした場合においては、第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

(登録の更新)

第9条 第6条第2項の有効期間を更新しようとする者は、とくしま移住コーディネーター認定更新申請書(様式第8号)及び誓約書に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 登録の更新の手続きは、第6条の規定を準用する。

(登録の取消し等)

第10条 知事は、移住コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合においては、認定を取り消すものとする。

(1) 市町村長から取消しの申出があったとき

(2) 次条に規定する事項に反する等、移住コーディネーターとしてふさわしくない行為があったとき

(3) 暴力団員であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を付して当該移住コーディネーターに通知するものとする。

3 移住コーディネーターは、第1項の規定による認定の取り消しがあったときは、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。

4 第1項の規定により認定を取り消した場合、又は認定の有効期間を満了した場合においては、第6条第3項及び4項の規定を準用する。

(移住コーディネーターの責務)

第11条 移住コーディネーターは、移住・定住に関する支援活動を行う際に知り得た秘密や個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

2 移住コーディネーターは、とくしま移住コーディネーターの名称を使って、移住・定住に関する支援活動以外の活動を行ってはならない。

3 移住コーディネーターは、とくしま移住コーディネーターであることを自覚し、常に品位を保持し、公正かつ誠実に活動を行わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住コーディネーターに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。